

長浜市告示第242号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、余呉駅公衆電話使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
名 称 公益社団法人長浜米原観光協会 会長 前川 和彦
所在地 滋賀県長浜市北船町3番24号
- 2 指定をした日
令和8年4月1日
- 3 委託をした日
令和8年4月1日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 委託した公金事務に係る歳入の種類
余呉駅公衆電話使用料
- 6 徴収の方法
現金による